

国土交通省届出

普通倉庫保管料率表

平成26年5月1日実施

住友倉庫九州株式会社

普通倉庫保管料率表

1. 基本料率（1期料率）

(単位：円)

分類	品 目		従価率	従量率
			1000円につき	1 トンにつき
穀 飼 類	米	(1) 国内産米	0.79	231
		(2) 輸入米	1.44	231
	麦	(1) 国内産麦	0.79	168
		(2) 輸入麦	0.79	210
	豆類	(1) コーヒー・ココア豆	2.04	438
		(2) その他	2.66	299
	粉 類		1.58	247
	飼 料 ミ ー ル 類		1.83	324
	そ の 他 飼 料		1.83	253
	農 林 水 産 品	農 産 物		1.71
製 造 た ば こ		0.75	329	
たる 詰 葉たばこ		(1) 国内産	0.76	162
		(2) 外国産	0.70	171
そ の 他 葉たばこ		(1) 国内産	0.76	139
		(2) ギリシャ・インド・タイ産	0.70	177
		(3) トルコ産	0.70	211
		(4) その他外国産	0.70	159
木 材		1.10	323	
水 産 品		1.71	853	
塩・ 砂糖類	包 装 塩		0.95	177
	撒 塩		0.95	85
	砂糖	(1) 分 蜜 糖	1.71	262
		(2) そ の 他	1.71	380

分類	品 目		従価率	従量率
			1000円につき	1 トンにつき
食料工業品	缶詰		2.04	342
	雑食料品・飲料	(1) ビール	1.73	276
		(2) その他	2.66	316
繊維製品	織物・同製品・毛糸		1.23	554
	撒扱織物・糸		1.23	971
	綿・合化織・その他糸		1.23	435
繊維原料	生 糸		0.88	472
	毛 類		1.23	472
	綿 花		1.25	170
	合 織 綿 ・ 麻 類		1.25	247
	化 織 綿		1.25	189
紙・パルプ類	紙 類		1.71	497
	撒 扱 紙 類		1.71	580
	卷 取 紙		1.71	356
	パ ル プ		1.71	268
金属・機械類	地金	(1) アルミ地金	0.10	160
		(2) その他	1.10	289
	鉄 材 ・ 鉄 製 品		1.71	152
	金物製品	(1) 洋食器・空缶類	1.10	394
		(2) その他	1.10	1,170
	自動車・車輜		1.73	552
	機械・器具・部品	(1) 家庭用電気・ガス・石油	2.00	419
		(2) 事務用・精密機械類	2.53	943
		(3) その他	2.66	805

(注) 「貴金属地金」の※印欄は“1トンにつき”を“1キログラムにつき”とする。

分類	品 目		従価率	従量率
			1000円につき	1 トンにつき
肥料類	化 学 肥 料		2.37	158
	そ の 他 肥 料		1.25	293
化 学 工 業 品	薬品類	(1) 医 薬 品	1.67	569
		(2) そ の 他	2.04	387
	染 料 ・ 塗 料		2.04	669
	化学製品	(1) 化 粧 品	1.73	678
		(2) 洗 剤 類	1.73	343
		(3) 合成樹脂成型加工品	2.95	354
		(4) 汎用合成樹脂素材	1.73	624
		(5) 高機能合成樹脂素材	2.66	704
	油 脂 ・ ろ う 類		2.66	703
	窯業品	セ メ ン ト		1.71
板 ガ ラ ス		1.71	542	
ゴ ム 類	ゴ ム 製 品		2.84	466
	ゴム原料	(1) 生 ゴ ム	1.73	600
		(2) 合 成 ゴ ム	1.73	554
皮革類	皮 革		1.71	1,247
鉱産品	鉱 物 ・ 土 石		1.71	400
雑 品	雑 品		4.38	577
	法 人 の 非 商 品		別表のとおり	

2. 適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ1期として計算します。ただし、期をまたがる等の場合には、この期間計算によらないこともあります。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価額（寄託申込価額が不相当と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量又は体積によります。
- (4) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (5) トン数は、重量又は体積のいずれか大なる方とします。
- (6) 基本料率は従価率と従量率とによって合算算出した金額の上10%、下50%の範囲内とし、銭未満を四捨五入します。
- (7) 請求各日につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。
- (8) 請求1口の保管料総額が500円に満たないときは500円とします。
- (9) 請求金額の単価は、従価率と従量率をもとに算出した1期当りの個建て、トン建て、容積建て、あるいは月当りの面積建てによる場合があります。

3. 割増料率

- (1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。

なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。

- | | |
|---|--------------|
| イ. 保税貨物 | 基本料率の3割増以内 |
| ただし、無税品は基本料率の1割増とします。 | |
| ロ. 定温倉庫蔵置貨物 | 基本料率の8割増以内 |
| ハ. くんじょう倉庫蔵置貨物 | 基本料率の2割増以内 |
| 二. 消防法等の危険物 | |
| (イ) 消防法の規定による危険等級1及び危険等級Hの危険物並びに
危険等級Ⅲの危険物のうち第4類第二石油類 | 基本料率の30割増以内 |
| 同 上 危険等級Ⅲの危険物（第4類第二石油類を除きます） | 基本料率の10割増 |
| 同 上 指定可燃物（特別の設備を要したものに限りませ） | |
| (1) 損害保険料率算定会の決定による | 危険品 基本料率の5割増 |
| (H) 同 上 普通品 | 基本料率の3割増 |
| (ロ) 高圧ガス保安法の規定による高圧ガス | 基本料率の30割増以内 |
| (ハ) 損害保険料率算定会の決定によるA級危険品 | 基本料率の2割増 |
| 同 上 B級危険品 | 基本料率の5割増 |
| 同 上 特別危険品 | 基本料率の10割増 |
| (イ)、(ロ)、(ハ)の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。 | |
| (2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。 | |

4. その他の料金

(1) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書

又はこれらに準ずる諸書類の作成 : 1件につき500円以内

ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合

: 寄託者と協議のうえ決定した金額

(2) 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

(3) 倉庫証券発行等手数料金

証券1枚につき次の料金を申し受けます。

① 発行手数料金 2,000円

② 券面記載内容変更手数料金 550円

5. 消費税等の加算

1. から5. までによって計算した料金の総額の消費税等相当額を、別途加算のうえ申し受けます。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

加算にあたって、1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入します。

法人の非商品保管料率表

品目類別	保管条件	単位	寄託価額	容積の 目安	保管料 (1期当り)	例示品目
一般家財類	常温常湿	1m ³ 当り	万円	m ³	円 650	たんす、書棚、ベッド、じゅうたん、台所用品、食器、その他の家具類 冷暖房機器、音響機器、二輪車その他の家庭用機器類 運道具、玩具その他の娯楽用品類 キャビネットその他の事務用什器備品類
OA機器類	常温常湿	1m ³ 当り			1,100	複写機、コンピュータ等
文書・書籍類	常温常湿	当社所定の段ボール1個	0.5	0.04	60	事務文書、帳簿、図面その他の文書・書籍類